

「定款及び基本規程に関する整合性等の課題について」

中間報告

平成 28 年 11 月 10 日

(公財) 日本サッカー協会

監査・コンプライアンス委員会

I. はじめに

当委員会は、2016年6月16日に開催された2016年度第7回(公財)日本サッカー協会理事会において、「定款及び基本規程に関する整合性等の課題について」諮問を受けた。本年7月4日、7月13日、8月30日及び11月2日に委員会会議を開催し、事務局等関係者から経緯等を聴取の上、議論を重ねた。また、メールでの意見交換も重ねた。

現状の(公財)日本サッカー協会(以下、「JFA」)の定款については、それ自体に日本の国内法との整合性を問題とすべき箇所がいくつかみられるほか、定款の規定間あるいは定款とその下位規範である「基本規程」さらにはそのまた下位の諸規範との間にはいくつかの不整合が生じるに至っている。(以下、これらの指摘に係る問題を総称して「不整合性」という。)

2013年FIFA総会に端を発する後述のいわゆる「JFA リフォーム」の過程で、JFA 内で、あるいは、JFA と FIFA 等との間で、真剣かつ膨大な作業・意見交換等が行われたことは残されている資料等からも推測できる。しかしながら、結果として整合性に欠ける定款・「基本規程」等の条項が生まれたことも否定し得ない。

JFA が上場企業並みとも言えるほどの財政規模にまで拡大するに至っていることに鑑みたととき、また、今後とも持続的な組織として適切に運営されていくためには、(i) 最高規範たる基本約款としての定款を頂点とする組織運営上の諸規範が適正に整備され、また、(ii) それに基づき、それを遵守した組織運営がなされることが肝要であろう。

当委員会は、上述のような不整合性がもたらされるに至ったこれまでの経緯を冷静に客観的に分析し、その原因、再発防止のために講ずべき措置、今後の検討に当たって JFA として留意すべきこと等について本書をもって答申するものである。

II. 不整合性が生じた原因として考えられる背景事情

2.1 全般的な背景事情

全般を通じて考えられることとして、以下のような事情が背景として存在していた。

(i) 日本の国内法の理解不足

公益法人性が認められている一般財団法人としての JFA については、その組織運営について「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「法人法」)が適用される
ところ、法人法のもとでの、たとえば、評議員・評議員会・理事・理事会・監事という
機関設計とそれに基づく内部統制のあり方についての理解が不十分なままに制度設計が
実施されたきらいが見受けられる(詳細については、本書付属資料 1「機関設計に関す
る考察」を参照されたい)。

また、法人法が想定している一般財団法人の基本約款はあくまでも定款であるところ
(民法第 34 条及び法人法第 152 条から第 156 条まで)、JFA においては、法人法が想定
していないにもかかわらず、事実上制定され存続してきた「基本規程」を定款と同等・
同レベルの規範と捉えた組織運営がなされていた傾向が見受けられる。

このことは、例えば、本書付属資料 2 の「常務理事会の運営に関して」というメモに
おいて指摘しているような、法人法が想定していない機関である常務理事会の権能や位
置づけに関する定款・「基本規程」における関係条項のありようについても言えることであ
らうと思われる。

(ii) FIFA 標準約款についての理解不足

JFA に対して組織構造面での一定の変更を要請してきた FIFA は、その特有の組織構
造、ガバナンス構造を有しており、その立法機関・執行機関の設計についても独特のも
のがあり、法人法に基づいて運営されるべき JFA の立法機関・執行機関とは厳密な対応
関係があるものではないにも関わらず、厳密な対応関係があるかのような前提に立って、
FIFA からのガバナンス構造変更要請に呼応していたと思われるふしがある。

たとえば、FIFA の President (会長) は Congress (総会) によって選任されるもの
とされているところ、JFA の代表理事は、評議員会によってではなく、理事会によって
選定されるものとされている(法人法第 90 条)ときに、評議員会を Congress の対応機
関とするかのような組織運営設計がなされた傾向がある。

(iii) 国内法、JFA の定款・基本規程の不適切な英語訳

FIFA からのガバナンス構造変更要請に関しての FIFA との意見交換に際して、JFA の
機関名や法的規範名について、必ずしも適切とは言えない英訳語が使用されているきら

いがある。

たとえば、FIFAの基本約款は「FIFA Statutes」と称されているところ、JFAの基本約款は定款（通常の英訳は「Articles of Incorporation」）であるときに、その下位規範とすべき「基本規程」を「JFA Statutes」と訳して意見交換がなされていた。

2.2 JFAの機関決定の各段階における事情

JFAの機関決定の各段階において問題のありそうな点は、以下の通りである。

(i) 評議員会

- ・ 各評議員に十分事前に資料が提示されず、評議員会で議案提案者からの十分な説明や、それに基づく質疑応答が尽くされないままに審議が行われたきらいがあること。
- ・ 記録によれば、業務執行理事による立法趣旨説明や答弁はなく、事務局員がほぼすべての説明・答弁を行っていたこと。

(ii) 理事会

- ・ 各理事に十分事前に資料が提示されず、理事会で議案提案者からの十分な説明や、それに基づく質疑応答が尽くされないままに審議が行われたきらいがあること。
- ・ 記録によれば、業務執行理事による立法趣旨説明や答弁はなく、事務局員がほぼすべての説明・答弁を行っていたこと。

(iii) 法務委員会

- ・ 法務委員会で各種法規範の導入・改訂についてどのような議論がなされたのか、事務局との間でどの程度の意見交換がなされたのかは、記録上明らかではないこと。

(iv) 業務執行理事

- ・ 定款において定められている業務執行理事の間での各種法規範の導入・改訂に関する担当者及び担当業務が明らかにされておらず、結果として、事務局・プロジェクトチーム（PT）を十分に指揮・指導・監督できていなかったきらいがあること。

(v) 事務局

- ・ その都度に設置された事務局員主体の PT での各種法規範の導入・改訂についての検討・立案がなされ、制度設計における方針・指針の決定過程がどの程度明確であったのかについての疑問があること。

III. 2014 JFA リフォームと 2016 FIFA リフォーム

3.1 2014 JFA リフォーム

2014 JFA リフォームは、2013 年 5 月の FIFA 総会における決議に端を発し、同年 9 月の FIFA 加盟協会委員会での決議を履行するため、FIFA 事務局の指導のもとで実施された。

そうした経緯の中で、JFA の Statutes (基本約款) を「FIFA Standard Statutes」(FIFA 標準約款) に即したものにしようとするにこの FIFA からの要請があった一方、日本サッカー界における内在的な要請や具体的な発議は特に存在していなかった。そのせいであろう、JFA の体勢としては、JFA 事務局を中心に FIFA の要請に応えること自体が自己目的化するような状況であった。

そうした中で、JFA が定款と「基本規程」を同等の規範と見るかのような誤った解釈・運用を行い、その誤った解釈を FIFA 事務局と共有したことが JFA の定款・基本規程における不整合性が生じた一大要因と考えられる。さらに、JFA が FIFA に対する関係で「基本規程」を「JFA Statutes」と訳したことにより、JFA 内部においても誤解が増幅されるような状況が生じた。

3.2 2016 FIFA リフォーム

2016 年の FIFA リフォームは、前年に発覚した世界を揺るがした大不祥事への対応策として講じられたものである（その概略については、本書付属資料 3 を参照されたい）。

2014 JFA リフォームが組織の自発的・内在的発議が無いままに行われたことに対して、FIFA リフォームは組織の存亡をかけたリフォームである点に最大の違いがある。

「2016 FIFA リフォーム」を単純化して要約すると、以下の通りとなる。

- (a) 2018・2022FIFA ワールドカップ開催地決定に際しての FIFA Executive Committee メンバーの贈収賄、並びに
- (b) 会長・事務総長の不正経理

という不祥事に対して、以下をもって対処する。

- (i) 権限の集中していた **Executive Committee** の **Council** への改組
- (ii) 会長・事務総長の任期制限・職務権限等の規定の整備
- (iii) 監督機関の独立性の向上

一方、**JFA** の歴史を振り返ると、幸いなことに、これまで **FIFA** での不祥事のようなことは起きておらず、国内法に基づく内部統制が有効に機能してきたと考えられる。

FIFA と **JFA** は、置かれた状況・機関設計などが根源的に異なっている。もちろん、**FIFA** での組織改革を等閑視するものではないが、他方で、**FIFA** の 2016 年改革を **JFA** が後追いする必要もないことは言うまでもない。

IV. 再発防止のために講ずべき措置

JFA の意思決定・業務執行の中心になる機関は理事会である。国内法が理事会に求めている役割は、単に法人としての意思決定だけではなく、業務執行理事の選任・任務の割当、代表理事・業務執行理事の日常の活動の監督であり、「同輩中の首席」である代表理事の選定・解職である。これらの職務を十全に果たせるよう理事会の運営を率直に見直すべきである。

今般の定款、「基本規程」の条項における不整合性の関係で **JFA** の機関決定の各段階においてとりわけ見直しが求められる点は、以下の通りであろう。

- ・ 事務局： 体制の整備（各部署の職務権限の整備、事案ごとの組織的対応の実施）、外部有識者との協働体制の確立
- ・ 業務執行理事： 業務分担の明文化、事務局の指揮・指導の明確化
- ・ 法務委員会： 必要に応じての事務局との連携の強化

V. これからの作業に向けて

FIFA と **JFA** とはその目的、すなわち「サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献すること」を共有している。

その実現に向けて、それぞれの組織をいかに構築し運営していくかは、それぞれの組織の置かれた環境、歴史的・社会的条件などに即して、それぞれの組織が意思決定すること、すなわち「自治」に任されてしかるべきである。もちろん、誤った方向へ進んでいるうら

みがあるようなときには関係機関から警鐘を鳴らしてもらうことは有益であろう。

関係法令の枠組みの中での定款の規定自体、また、定款の規定間あるいは定款とその下位規範である「基本規程」その他の諸規範との間での不整合性は、JFA の各種規範全般における条項整理の観点から必ず是正されなければならない。

このためには、まずは、最上位の基本約款としての定款について、以下のような手順が踏まれるべきであろうと思われる。

- (i) 担当業務執行理事の指揮の下、事務局において定款を国内法に即したものに是正する草案を作成すること
- (ii) 当該定款改正草案を理事会で議論した上で、理事会から法務委員会にその適否を諮問すること
- (iii) 法務委員会からの答申を受けて、理事会で定款改正案を決議すること
- (iv) 評議員会の議案として理事会から当該改正案を提出し、その決議を諮ること

なお、上記(i)でいう「国内法」としては、法人法の規定が中核的なものであることは当然であるところ、JFA が公益財団法人としての認定を受けている関係からは、公益性認定についての主務官庁である内閣府の作成にかかる関連のガイドライン(平成20年10月10日付け内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」、並びにその後改訂された平成28年4月付け「公益認定のための『定款』について」)もまた、十分に参照され考慮されるべきである。

とりわけこの内閣府のガイドラインの関係で言えば、法人法第178条2項が「評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる」と定める一方で、同法第200条が「評議員会による決議によって、定款を変更することができる」と定めていることから、評議員会の定款変更決議をもって一定の事項を定款に取り込めば「定款で定めた事項」として広範な決議権を有するに至ることを基本的には許容するものであるように解されるところ、同ガイドラインは、法人法第90条2項3号及び同条3項(同法第197条により一般財団法人について準用)の解釈として、代表理事の選定権を法が一義的に、即ち、専属的に理事会に委ねたものと解釈している点が留意されるべきである。

しかも、同ガイドラインは、公益社団法人の場合については、代表理事候補者を 社員総会 が選出することを定款で定めるという限度で社員総会による代表理事選定についての関与を許容することを認めながらも、JFA のような 公益財団法人 の代表理事の選定に関して 評議員会 が同様の関与をすることができるかについては沈黙していることが留意されるべ

きであろう（この点の詳細に関しては、本書添付の付属資料 4「代表理事の選定に関する規定の整理」、並びに付属資料 5「社団（法人）と財団（法人）の異同」とそれぞれ題するメモを参照されたい）。

VI. 結び

今、問い直さなければならないのは、形式的に FIFA 標準約款に適合しているか否かというようなことではなく、JFA がよりよい組織になるために真に必要な機関設計はいかにあるべきか、内部統制のあり方はいかにあるべきか、といった根源からのことがらである。

また、実際にも、2016 年 2 月に改正された FIFA Statutes において、新たに第 15 条 (Member associations' statutes) が定められ、JFA を含む加盟協会が良好なガバナンスのためにその基本約款において遵守すべき 11 項目が明確化された。そのうちの 1 項目である同条 h)号の「definition of the competences of the decision-making bodies」（各意思決定機関の権能についての定義）は、権能が定義されるべきことを抽象的に示すにとどまり、あるべき定義についての具体的な内容を提示しているものではない。JFA としても、このことを念頭に置いて、国内法を遵守した JFA の各種規範全般の条文の見直しと整理が必要であることは言うまでもない。

当委員会としては、JFA の関係者各位が本中間報告書に記載の事柄を真摯に受け止めることをもって組織運営を根本的に見直し、サッカーファミリーをはじめとする多くの人びとからの信頼を高めるべく、改善すべきところは大胆に改善することを切に期待する次第である。

以 上

<付属参考資料>

- 1 機関設計に関する考察 国内法と FIFA 標準約款との比較
- 2 常務理事会の運営に関して
- 3 「2016 FIFA リフォーム」に関する考察
- 4 「代表理事の選定に関する規定の整理」
- 5 「社団（法人）と財団（法人）の異同」

付属資料 1

機関設計に関する考察

～ 国内法と FIFA 標準規約（2014 年版）との比較 ～

I 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下、「法人法」という。）の考え方

I-1 一般財団法人の機関設計

『一般財団法人は、設立者が一定の目的のために拠出した一団の財産に法人格を付与する制度であり、その性質上、一般社団法人の社員総会のような機関が元来存在しない。そのため、業務執行機関である理事が一般財団法人の目的に反する恣意的な運営を行うことが懸念され、また、準則主義への移行に伴い、主務官庁による業務の監督もなくなるため、一般財団法人の機関設計上、理事の選解任や一般財団法人の重要事項の決定を通じて、理事の業務執行を他の機関が監督するというガバナンスの仕組みを構築することが重要である。そのため、一般財団法人においては、3 名以上の評議員からなる評議員会を設置しなければならないものとされ、評議員会による一定の基本的事項を決定する権限を通じて理事を牽制監督させることとされている。それとともに、理事間の相互監視を期待して、理事全員で構成される理事会を必置の機関とされ、さらに、理事の監視機関として監事も必置の機関とされている。すなわち、一般財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならないこととされ（法第 170 条第 1 項）、また、定款の定めによって、会計監査人を置くことができるとされている（同条第 2 項）』（法務省民事局商事課長江原健志編『一般社団・財団法人法の法人登記実務』（平成 21 年 テイハン）（以下、「江原本」という。） p103）

I-2 評議員

『一般財団法人の評議員は、「設立者の意思を尊重し、一般財団法人の目的達成のために一般財団法人のために行動することが求められる」存在であり、「理事および監事の選解任を通じて、法人の業務を監督する立場」にあるとされている（一問一答・121 頁、122 頁）。そのため、一般財団法人にあつては、評議員会が、「設立者の意思を代替する機関」と位置付けられており（一問一答・119 頁）、評議員会はすべての評議員で組織される（法第 178 条第 1 項）。

設立者は、一般財団法人の成立後は法人の運営に直接関与しないこととなるため、評議員の選任及び解任の方法を定款で定める必要がある（法第 153 条第 1 項第 8 号）、設立者が評議員会の決議によってこの選解任の方法を変更することができる旨の定めを設けない限りは、原則として変更することができない（法第 200 条）

法においては、一般財団法人の適正な運営を確保するため、「評議員」の資格を有してい

る者に対し次のような各種の権利を保障している。すなわち、「評議員」には、評議員会の議決権（法第 189 条参照）だけでなく、評議員会の招集請求権（法第 180 条）、評議員会の議題・議案提案権（法第 184 条、第 185 条）、定款・評議員会議事録・理事会議事録・会計帳簿等の閲覧等請求権（法第 156 条第 2 項、第 193 条第 4 項、第 197 条において準用する第 97 条第 2 項、第 199 条において準用する第 121 条）、評議員会の検査役・業務執行の検査役の選任申立権（法第 187 条、法第 197 条において準用する法第 86 条）、理事の違法行為の差止請求権（法第 197 条において準用する法第 88 条第 1 項）、設立無効・設立取消し・評議員会決議取消し・役員等（理事、監事又は評議員）の解任の訴えの各提訴権（法第 264 条、法第 267 条第 1 項第 1 号、法第 266 条第 1 項、法第 284 条第 2 項）といった種々の権利が付与されている。

このように評議員がかかる権利を適切に行使することにより、一般財団法人の適正な運営が確保されることが期待されている（例えば、評議員が理事会の議事録を閲覧等する場合には、社員の場合とは異なり裁判所の許可が不要とされ、一般財団法人の業務時間内はいつでも閲覧等ができることとされ（法第 197 条において準用する法第 97 条第 2 項）、議題提案権、業務執行の検査役の選任申立て等につき、社員の場合には議決権の保有要件があるのに対し、評議員は単独で行使できることとされている（法第 184 条、法第 43 条第 2 項参照、法第 197 条において準用する法第 86 条第 1 項。）。

評議員は、一般社団法人における社員のように経費支払義務を負っていない（法第 27 条参照）。』（江原本 p105、106）

I-3 評議員会

『評議員会は、一般社団法人の社員総会のように法人の意思そのものではないことから、評議員会を最高万能な議決機関とすることはできない。』（渋谷幸夫著『内閣府モデル定款準拠 定款の逐条解説 公益財団法人・一般財団法人編』（全国公益法人協会 平成 25 年）（以下、「渋谷本」という。） p276）

法人法第 178 条（評議員会の権限等）において、

- 1 評議員会は、すべての評議員で組織する。
- 2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- 3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

と規定されている。

『評議員会は、すべての評議員で組織されること、設立者の意思を尊重し、一般財団法人の目的達成のために行動することが求められ、理事及び監事の選解任を通じて、法人の業務を監督する立場にあるため、その評議員で構成される評議員会は、「設立者の意思を代替する機関」と位置付けられている。』（江原本 p109）

『評議員会については、剰余金を分配する旨の決議の禁止に係る法第 35 条第 3 項に相当する規定は設けられていない。評議員会は、理事会を設置しない一般社団法人の社員総会のように、一般財団法人に関する「一切の事項」について決議をすることができることはない（法第 35 条第 1 項参照）から、法 35 条第 3 項に相当する規定が設けられなかったとされている。そのため、法第 35 条第 3 項に相当する規定がなくても、評議員会は、設立者に剰余金の分配をする旨の決議をすることはできない。』（江原本 p110）

（参考）

法人法第 35 条（社員総会の権限）

1 社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない。

4 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

I-4 理事

『一般財団法人においては、理事会において選定された代表理事が代表権を有し（他の理事は有しない）、①代表理事と、②代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって一般財団法人の業務を執行する理事として選定されたものが業務を執行し（法第 197 条において準用する法第 91 条第 1 項）、理事会の決議により業務執行の決定がされる（法第 197 条において準用する法第 90 条第 2 項）。』（江原本 p113）

『理事は、評議員会の普通決議で選任される（法第 177 条において読み替えて準用する法第 63 条第 1 項）。評議員会以外の機関が理事を選任する旨を定款に定めても、そのような定めは効力を有しない（法第 178 条第 3 項）。

また、理事は、①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないときのいずれかに該当する場合に限り、評議員会の普通決議によって解任される（法第 176 条第 1 項）。評議員会に理事の解任権が与

えられたのは、評議員会の理事に対する監督機能の実効性を担保する趣旨であるが、社員総会における理事の解任権限（法第 70 条第 1 項）と異なり、評議員会における理事の解任権限がこのように限定されている理由は、「評議員会の理事等に対する適正な監督権限を確保しつつ、評議員会の権限が強大になりすぎないようにするため」と説明されている。このような趣旨からすれば、定款で、評議員会が、法定の理事の解任事由を超えて理事を解任する旨の定めを設けることはできないというべきであろう。』（江原本 p113,114）

（参考 法人法）

第 2 章 一般社団法人 第 3 節 機関 第 3 款 役員等の選任及び解任

第 70 条（解任）

1 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

第 3 章 一般財団法人 第 3 節 機関 第 2 款 評議員等の選任及び解任

第 176 条（理事、監事又は会計監査人の解任）

1 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

I-5 理事会

法人法第 90 条（理事会の権限等）において、

1 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な使用人の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

六 第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 11 条第 1 項の責任の免除

と規定されている。

I-6 代表理事

法人法第 77 条（一般社団法人の代表）において、

- 1 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合には、この限りでない。
 - 2 前項本文の理事が 2 人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。
 - 3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。
 - 4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - 5 前項の権限を加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- と規定されている。

一般財団法人の代表に関しては、第 3 章一般財団法人第 2 節機関第 4 款理事、理事会、監事及び会計監査人中第 197 条において、多くの規定が準用されているが、上記第 77 条第 1 項から第 3 項までは除かれている。すなわち、準用されていない。

I-7 監事

法人法第 2 章一般社団法人第 3 節機関第 6 款監事

第 99 条（監事の権限）において、

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- と定められている。

本条項は、法人法第 3 章一般財団法人第 2 節機関第 4 款理事、理事会、監事及び会計監査人中第 197 条において一般財団法人に準用されている。

『監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであり、定款によって、その任期を選任後 2 年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することができる（法第 67 条）。このような任期とされたのは、監事の地位を強化し、その独立性を担保する趣旨である。例えば、定款で監事の任期を「一年間」とする定めは、監事の任期を短縮することができる限度を超えることとなるため、無効となる。』（江原本 p75）

当該法人法第 67 条は、法人法第 3 章一般財団法人第 2 節機関第 2 款評議員等の選任及び解任中第 177 条（一般社団法人に関する規定の準用）において一般財団法人に準用されている。

II FIFA Standard Statutes（2014 年版）（以下、「FSS」という。）

FSS は、

- 第1章 総則（第 1 条～第 8 条）
- 第2章 会員資格（第 9 条～第 18 条）
- 第3章 名誉会長と名誉会員（第 19 条）
- 第4章 組織（第 20 条～第 71 条）
- 第5章 財務（第 72 条～第 78 条）
- 第6章 大会及びイベントの権利等（第 79 条～第 82 条）
- 第7章 インターナショナルマッチ及び大会（第 83 条～第 85 条）
- 第8章 最終条項（第 86 条～第 88 条）

という構成になっており、このうち第 4 章組織（ORGANISATION）は、

- A. Congress
- B. Executive committee
- C. President
- D. Emergency committee
- E. Standing committee
- F. Other bodies
- G. General secretariat
- H. Judicial bodies

という構成になっている。

II-1 会員

第 2 章 会員資格では、

第 9 条（加盟承認、活動停止及び除名）において、①加盟承認等の可否は総会で決定されること ②入会の条件を規定すること（具体的には、各国協会に任されている）

第 10 条（加盟承認）において、① 法人のみを会員とする（2005 年版では、自然人も会員になりえたが、2014 年版では削除されている） ②具体的には、クラブ・リーグ・地域協会・選手会・審判団体・コーチ団体・その他とし ③申請時に必要な書類を列挙している。

第 11 条（承認申請及び申請手続）において、①加盟申請の手順は理事会で決める規則によること ②理事会は、加盟の可否を総会に対して求めること ③申請者は、総会において申請理由を述べること ④加盟承認された会員は、会員としての権利及び義務を獲得すること。

第 12 条（会員の権利）において、①総会への出席及び投票権 ②総会への議案提案権 などが

第 13 条（会員の義務）において、①規則等の遵守 ②意思決定機関の選出の確定 ③会費納入 などが、

第 14 条（活動停止）において、①総会は、会員を活動停止にすることについて責任を負う ②理事会は、緊急時に会員を活動停止にすることができる ③総会では、(4分の3などの)多数決で議決される

第 15 条（除名）において、総会は会費未納・法令遵守違反などの時場合に会員を除名にすることができる

第 16 条（脱退）において、会員は脱退することができる
と定められている。

また、第 17 条は、2005 年版にはなく、2014 年版に挿入された条項であり、以下のとおりである。

Article 17 Independence of Members and their bodies

1 Each Member shall manage its affairs independently and no influence from third parties.

2 The Members bodies shall be either elected or appointed. The Members' statutes shall provide for a procedure that guarantees the complete independence of the election or appointment.

II - 2 組織

第 4 章 組織 (ORGANISATION) では、

第 19 条 ((協会の) 機関 (Bodies(of the Association))) で、

- 1 総会は最高の立法機関である。
- 2 理事会は執行機関である。
- 3 常設及び特別委員会は、理事会が義務を果たす際に助言と手助けを行うものとする。

それらの義務、構成及び機能は、これらの規約 (Statutes) 及び又は理事会が設定する特別規則 (special regulations) で規定される。

4 事務総局は運営機関 (administrative body) である。

5 司法機関は懲罰委員会及び不服申立委員会である。

(2014年版で 倫理委員会 (the Ethics Committee) が追加された。)

6 Xの機関は、外部からの影響を受けず、これらの規約 (these Statutes) で規定される手順に従い、X自身により、選出又は任命されるものとする。
と定められている。

また、2014年版で、以下の2項が追加された。

7 The Club Licensing Body is in charge of the club licensing system within the Association.

8 The Electoral Committee is the body in charge of organizing and supervising the election process.

II-3 総会

A. CONGRESS では、

第21条 (総会の定義と構成) において、

1 総会は、Xの全ての会員が定期的に招集される会議である。総会はXの最高権力機関と立法機関 (supreme and legislative authority) を代表する。定期的に (2014年版で、regularly が duly に改正された。) 開催される総会のみ意思決定を行う権限がある。

2 総会は通常及び臨時総会とする。

3 会長は、総会議事規則に従って総会業務を行うものとする。

第22条 (代表者と投票) において、

1 総会は… [協会が人数を記載] 名の代表者で構成される。代表者の人数は以下のよう
に割り当てられる。

a) 各クラブには… [協会が人数を記載] 名の代表者

b) 各リーグには… [協会が人数を記載] 名の代表者

c) 各地域協会には… [協会が人数を記載] 名の代表者

d) … [協会が記載]

2 代表者らは、同人らが代表するところの会員たる協会に所属していなければならない、当該協会の適切な機関により任命又は選出されなければならない。要求に応じてこれの証拠も提出できなければならない。

3 同じカテゴリーの会員の各代表者の総会における投票数は同数になる。出席している

代表者のみが投票する権利を有する。代理投票又は書簡による投票は認められない。

4 理事会と事務総長は投票権を持たずに総会に参加するものとする。任期中、理事会の理事は協会の代表者に任命されることはできない。

第 23 条 ((総会の) 権限の範囲) において、
総会には以下の権限がある。

- a) 規約 (Statutes)、規約適用規則 (Regulations Governing the Application of the Statutes) 及び総会議事規則 (Standing Orders of the Congress) を採択又は変更する。
- b) 議事録をチェックするため… [協会が人数を記載] 名の会員を任命し、前回の議事録を承認する。
- c) 会長及び副会長及び理事会メンバーを選任 (electing) 又は解任する (dismissing)。
- d) 司法機関の委員長 (chairman)、副委員長及び委員を選任又は解任する。
- e) 選挙管理人 (scrutineers) を任命する。
- f) 財務諸表を承認する。
- g) 予算を承認する。
- h) 活動報告を承認する。(2014 年版で"President's"が削除された。)
- i) 理事会の提案 (proposal) により独立監査人 (the independent auditors) を任命する。
- j) 理事会の推薦 (the recommendation) に基づき会員費を決定する (fixing)
- k) 理事会の任命時に、名誉会長又は名誉会員の称号を授けるか否かを決定する (deciding)。
- l) 会員の加盟承認、活動停止又は除名を行う。
- m) X の機関 (body) の一名又は複数のメンバーの権限を取り消す。
- n) X を解散する。
- o) これらの規約 (these Statutes) に従い会員の請求に応じて決定する (passing decisions)。
- p) 選挙委員会の委員を選任 (electing) 又は解任する。
- q) 監査・コンプライアンス委員会の委員を選任又は解任する。
- r) … [協会が項目を追加できる。]

第 24 条 (総会の定数)

第 25 条 (総会の決定方法)

第 26 条 (選挙 (Elections))

第 27 条 (通常総会)

第 28 条 (通常総会のアジェンダ)

第 29 条 (臨時総会)

第 30 条 (規約、[規約適用規則及び総会議事規則] の改正)

第 31 条 (議事録)

第 32 条 (決議の発効日 (Effective dates))

が定められている。

II-4 理事会

B Executive committee では、

第 33 条（構成）において、

1 理事会は… [協会が人数を記載] 名のメンバーで構成されるものとする。

- ・ 会長 一名
- ・ 第一副会長 一名
- ・ 副会長 [協会が人数を記載] 名
- ・ 理事 [協会が人数を記載] 名
- ・ 少なくとも一名の女性理事

2 理事会の会長、副会長及び理事は、リスト又は役職 (position) 毎に、総会で選出されるもの (shall be elected) とする。理事選挙の全ての候補者又はリストは、少なくとも会員を代表する一名の代議員 (delegate) によって提案されなければならない。

3 会長、副会長及び理事の任期は、[協会で任期を記載。例えば 4 年]。彼らの任期は選出された総会の終了後に始まる。彼らは再任されることができる。

4 理事会メンバーは、サッカー界で活動し、地位に相応しくない犯罪歴がなく、X の地域内に have residency していなければならない。

5 候補者は X の事務総局に送付されなければならない。候補者の正式なリストは、理事会が選出される総会の議案とともに、X の会員に渡されなければならない。

6 理事会のメンバーは、同時に X の司法機関のメンバーになることはできない。

第 34 条（会議）において、

1 理事会は少なくとも年に …[協会が記載、例えば年に 2 回(2014 年版で 4 回に改正)] 回招集するものとする。

2 会長は理事会の会議を招集するものとする。… [協会が記載、例えば理事会メンバーの 50% など] が会議を要求する場合、会長は 21 日以内にこれを開催するものとする。

(以下、2014 年版で追加)

仮に、会長が定められた期日までに会議を招集しない場合には、他の理事会メンバーが会議を招集する (shall convene)。

3 会長は議案を起草するものとする。理事会の各メンバーは議案に入れる項目を提案する権利を有する。理事会のメンバーは、会議の少なくとも 14 日 [又は協会が規定する別の期間] 前までに、会議の議案に入れることを希望する事項を事務総局に提出しなければならない。議案は、会議の少なくとも 7 日 [又は協会が規定する別の期間] 前までに、理事会のメンバーに送付されなければならない。

4 事務総長は、相談役として (in a consultative role)、理事会に出席するものとする。

5 理事会の会議は公開では開催されないものとする。但し、理事会は第三者を招いて参加させることができる。これらの第三者は投票権を持たないものとし、理事会の許可がある場合に限って意見を述べるができる。

第 35 条 (理事会の権限) において、

理事会は、

a) 総会の責任範囲外、又は、法若しくはこれらの規約 (these Statutes) に基づき他の機関 (other bodies) に留保されていない全ての事項について決定を下すものとする。

b) X の通常及び臨時総会を準備し、招集するものとする。

c) 常設委員会の委員長、副委員長及び委員を任命する。

(「司法委員会の委員長、副委員長及び委員を任命する」は、2014 年版では削除されている。)

d) 必要に応じていつでも特別委員会の設置を決定することができる。

e) 常設委員会及び特別委員会の組織の規則を設定するものとする。

f) 会長の提案で事務総長を任命又は解任するものとする。(以下の「事務総長は、職権上、全ての委員会の会議に出席するものとする。」は、2014 年版で削除)

g) 総会に独立監事を提案するものとする。

h) 協会が組織する大会の参加条件及び日程に関する規則を作成するものとする。これは、総会の構成に影響を与えない。(「X の大会の場所と日程、及びそれに参加するチームの数を決定するものとする。」は、2014 年版では削除)

i) 代表チームのコーチ陣及びその他の技術スタッフを任命するものとする。

j) X を内部で組織する方法を規定する規則を承認するものとする。

k) 規約を適用し、それらの適用に必要な方針の策定準備を行うものとする。

l) 人又は機関を解任、又は X の会員の資格を次の総会まで一時的に停止することができる。

m) 権限の範囲内で生じた任務を X のその他の機関又は第三者に委託することができる。

n) 発言権及び投票権を有せず総会に参加するオブザーバーを任命することができる。

第 36 条 (決定) において、

1 会員の… [協会が数を決定、大多数を占めていなければならない] が出席していない限り、理事会の審議は有効とはみなされないものとする。

2 理事会は出席しているメンバーの単純多数によって決定に至るものとする。賛否同数の場合は、会長が決定投票を行うものとする。代理投票又は手紙による投票は許可されない。

3 利害関係が衝突するリスク又は可能性がある場合、理事会のメンバーは審議及び意思決定から撤退しなければならない。

- 4 決定は議事録に記録されるものとする。
- 5 理事会が別段の決定を行わない限り、理事会による決定は直ちに効力を生じるものとする。

第37条（人又は機関の解任）において、

- 1 総会は人又は機関を解任することができる。理事会は人又は機関の解任を総会の議案にすることができる。理事会は人又は機関を一時的に解任することもできる。理事会のメンバーはそのような解任の動議を理事会又は総会の議案にする提案を提出することができる。
- 2 解任の動議は理にかなっていないなければならない。これは議案とともに X の会員に送付される。
- 3 該当する人又は機関には自己を弁護する権利がある。
- 4 解任の動議が支持された場合、総会又は理事会は無記名投票によって決定に達するものとする。動議の可決には、有効投票数の3分の2に当たる多数が必要になる。
- 5 （一時的に）解任された人又は機関は、直ちにその職務を取り上げられるものとする。が定められている。

II-5 会長

C President では、

第38条（会長）において、

- 1 会長は X を法的に代表する。
- 2 会長は主として以下の事項につき責任を負う。
 - a) 総会及び理事会によって可決された決議を、事務総局を通じて、実施すること
 - b) これらの規約に記載される目的の達成のための、X の機関の有効な機能の確保
 - c) 事務総局の業務を監督すること
 - d) X とその会員、FIFA、… [関連する大陸連盟の略語又は頭文字]、政治団体及びその他の組織との交渉
- 3 会長のみが GS の任命又は解任を提案できる。
- 4 会長は、総会、理事会及び緊急委員会の会議並びに同人が委員長として任命された委員会の議長となるものとする。
- 5 会長は、理事会において通常の投票権を有するものとし、同票の場合はただちに決定投票を行うものとする。
- 6 会長が欠席又は出席不能の場合は、出席可能な最も長く任期を務めている副会長が代行を務めるものとする。
- 7 会長の付加的な権限は X の内部組織規則に規定されるものとする。

(2014年版では、第7項が第9項に繰り下がり、第7項、第8項として次の2項が追加されている。)

7 会長が連続して… [協会にて記載、例えば3] 回理事会を欠席した場合、会長職は不在 (vacant) とみなされる。

8 会長が不在となった場合、第一副会長が、次の総会までの間、会長代理を務めるものとする。この総会において、残任期間の新会長を選出する。

第39条 (会長職の候補者) において、

1 会長は4年間の任期で総会によって選出されるものとする。会長の任期は、会長を選出した総会の終了後に開始するものとする。会長は再任されることができる。

2 Xの会員のみが会長職の候補者を提案することができる。会員は、総会の日少なくとも… [協会が記載、例えば2ヶ月など] ヶ月前までに、書面によりXの会長職に対する候補者の名前を事務総局に通知するものとする。

3 事務総局は、総会の日少なくとも… [協会が記載、例えば1ヶ月など] ヶ月前までに、提案された候補者の名前を会員に通知するものとする。

第39条 (代表と署名) において、

会長は法的にXを代表し、Xの署名を行う権利を有する。理事会は、特に会長が欠席した場合の役職員の共同署名、及びXの重要業務全てに関する内部組織規則を設定することができる。

が定められている。

II-6 緊急委員会

D. Emergency Committee では、

第41条 (緊急委員会) において、

理事会の招集ができない時に (between two meetings of the Executive Committee)、迅速な解決が必要となる事項を処理するための委員会と規定されており、委員会はXの会長及び理事会で指名された理事会メンバーで構成される。

(注) The Executive Committee を「理事会」と訳し、The Emergency Committee を「緊急委員会」と訳すのは、適切ではないのではないかと。すなわち、いずれも Committee であるにもかかわらず、日本語訳では、理事会だけが別類型の組織となり、緊急委員会は他の常設委員会・特別委員会と同列のものに見做されやすい。しかしながら、FSS においては、明らかに、The Emergency Committee は The Executive Committee の代替組織であり、他の Committee とは別立てに規定されている。

FSS の設計思想を適切に日本語化するには、

- 1 The Executive Committee を「執行委員会」と訳すか、それとも
- 2 The Emergency Committee を「緊急少人数理事会」と訳すべきではないか？

II - 7 常設委員会

E. Standing Committees では、

第 42 条（常設委員会）において、X におかれる常設委員会を列記し、第 43 条から第 58 条において各委員会の審議内容などが規定されており、第 59 条特別委員会（Ad-hoc committee）において、特別委員会を設置することができる、と規定されている。

この中で、第 44 条で Audit and Compliance Committee が規定されている。本規定は、2014 年版でほぼ全面改正され、以下のとおりの規定となっている。

Article 44 Audit and Compliance Committee

1 The Audit and Compliance Committee shall ensure the completeness and reliability of the financial accounting and review the financial statements, the consolidated financial statement and the external auditors' report.

2 The Audit and Compliance Committee shall advise and assist the Executive Committee in monitoring the Association's financial and compliance matters and issue and monitor compliance with the relevant regulations of the Association.

3 Details on the Audit and Compliance Committee's responsibilities, its internal cooperation and other procedural matters are stipulated in the relevant regulations of the Association.

4 The chairman, deputy chairman and members of the Audit and Compliance Committee shall be elected by the Congress for a period of ... (to be completed by the Association, e.g. four years) and may only be relieved of their duties by the Congress.

5 If the chairman, the deputy chairman or a member of the Audit and Compliance Committee permanently ceases to perform his official function during his term of office, the Executive Committee shall appoint a replacement to serve until the next Congress.

II - 8 他の機関

F. Other Bodies（2014 年版で追加されている）では、

第 60 条 Club Licensing Body 及び 第 61 条 Electoral Committee が規定されている。

II-9 事務総局

G. General Secretariat では、

第 62 条（事務総局）において、

事務総局は、事務総長の指導のもとで、X のすべての管理業務 (all the administrative work) を行うものとする。事務総局のメンバーは、X の内部組織規則に制約され、与えられた任務を最善を尽くして果たすものとする。

第 63 条（事務総長 (General Secretary)）において、

1 事務総長は、事務総局の最高責任者である。

(The General Secretary is the chief executive of the general secretariat.)

2 事務総長は、私法で管理される協定に基づいて任命されるものとし、必要な職業資格を有するものとする。

3 事務総長は、以下に対する責任を負うものとする。

- a) 会長の指示に従い総会及び理事会で議決された事項の実行
- b) 総会及び、理事会、緊急委員会及び、常設及び特別委員会の会議への出席
- c) 総会及び、理事会その他の機関の会議の運営 (organising)
- d) 総会、理事会、緊急理事会及び、常設及び特別委員会の会議の議事録の作成
- e) X の会計 (accounts) の適切な管理及び維持
- f) X の通信
- g) 会員、委員会、FIFA 及び… [適当な大陸連盟の頭文字] との relations
- h) 事務総局の運営 (organising)
- i) 事務総局で働くスタッフの任命と解任
- j) 管理職の会長への提案

4 事務総長は、総会出席の代表者又は X の他の機関のメンバーになることはできない。

II-10 司法機関

H. Judicial Bodies では、

第 64 条（司法機関）において、X におかれる司法機関が規定され、第 65 条から第 71 条において、司法機関に関する所要の規定が置かれている。

III 法人法と FSS の比較

III-1 総論

『財団とは、一定の目的の下に結合された財産の集合体であり、財団に法人格を付与し

たものが「財団法人」である。』(江原本 p104) このことから、会員組織を想定している FSS とは、機関設計哲学が根源的に異なっている。

すなわち、法人法が、
評議員 + 評議員会 + 理事 + 理事会 + 監事
を必置「機関」としているのに対して、
FSS は、
総会+理事会+会長+緊急委員会+常設委員会+他の機関+事務総局+司法機関
を(必要な)「組織」として位置づけている。

(注) 法人法における「機関」は、自然人及び自然人の組織するもののいずれをも含んでいるのに対して、FSS の”Bodies (of the Association)”は後者の「自然人の組織するもの」だけを指している。(すなわち、「機関」≠「Bodies」あるいは「機関」≡「Bodies」であって、必ずしも同列で論ずることは適切ではない。)

事業執行に関して、FSS では、

- ① 総会を最高の立法機関(最重要事項の意思決定機関)と位置付けた上で、
 - ② 総会で選出された会長、副会長、理事会メンバーで構成された理事会が協会運営に必要な重要事項を決定し、
 - ③ 事務総長の指揮のもと、事務総局が決定事項を実行する
- という構成になっており、意思「決定」と「執行」が分離されている。

これに対して、国内法は、財団法人の目的は設立時(財産拠出時)に定款において定められており、

- ① 当該目的達成のために必要な事業の業務執行の決定は理事会で行い、
 - ② 具体的な業務執行は、理事会で選任された代表理事及び業務執行理事が行う
- という構成になっており、意思「決定」と「執行」は分離されているが、「執行」はあくまでも財団法人の一機関である「理事(すなわち、理事会で選任された代表理事又は業務執行理事)」が行うこととされている。そして、この業務執行を統制するために
- ① 理事会が「理事の職務の執行の監督」し、
 - ② 監事が「理事の職務の執行を監査」し、
 - ③ 評議員会が理事及び監事の選解任を通じて法人の業務を監督することが規定されている。

これらのことから、単純に「評議員会=総会」、「国内法理事会=FSS 理事会」などと見做すことは、現に慎まなければならない。

(注) 法務省が開設している日本法令外国語訳データベースシステムの法人法の英訳（以下、「法人法英訳」という。）では、機関は **Administrative Organs** と、業務の執行は **Administration of Business operation** としている。

III-2 組織規約

法人法では、定款を一般財団法人の根本規則としている。

『公益法人制度改革に関する有識者会議の非営利法人ワーキング・グループ「非営利法人制度の創設に関する試案」においては、①財団法人の根本規則及びそれを表した書面を、民法では「寄附行為」（旧民法第 39 条）と称する一方で、財団法人の設立行為もまた「寄附行為」と称しており（旧民法第 41 条及び第 42 条）、多義的に使用され分かりにくくなっていること、②「寄附」や「行為」の文字から「根本規則及びそれを表した書面」をイメージしにくい言葉であるとの指摘があったことから、「寄附行為」の語を改めることが提言されていた。そのため、法においては、一般財団法人の根本規則を「定款」として規定している。』（江原本、p93・94）

組織規約では、定款のみが評議員会決議事項となっている。

これに対して、FSS では、第 22 条で、『規約 (Statutes)、規約適用規則 (Regulations Governing the Application of the Statutes) 及び総会議事規則 (Standing Orders of the Congress) を採択又は変更する』権限を総会に与えている。

(注) 法人法英訳では、定款を **the articles of incorporation** としている。

また、JFA が FIFA に提示した英文（以下、「JFA 英訳」という。）では、(公財) 日本サッカー協会基本規程を **JFA Statutes** としている。

III-3 評議員 ・ Member

評議員は法人法上の機関であるのに対して、会員は FSS 上総会に当該法人から代議員を出席させる法人である。したがって、評議員と会員を同列に論ずることは出来ない。(あるいは、評議員に相当する機関は FSS 上存在しないと解するのが適切である。)

評議員は、

- ① 定款で定められた一定数の
- ② 評議員にふさわしい能力を有する者として評議員会で選ばれた自然人で
- ③ 基本的に課せられる義務はなく
- ④ 法・定款に基づき与えられた役割（職務ないしは権利）を適切に果たすこと

という特徴を有している。

これに対して、FSSの会員は、

- ① 不特定（定数が定められていない）であり
 - ② 要件を満たせばどの法人でも会員になれるが
 - ③ まず、果たすべき義務が課せられ
 - ④ 義務履行をすることにより権利を行使することができる
- という相違がある。

すなわち、法人法の評議員は、評議員会で選任された自然人であるのに対して、FSSの会員は一定の入会要件を満たした法人であり負荷された義務を履行している法人である。

これは、根源的には、会員の結合体（社団）であるFSSで規定される協会に対して、財産に法人格を与えている財団法人の性格に由来するものと考えられる。

なお、渋谷本では、評議員『の権限は理事会及び監事を置く公益（一般）社団法人の社員に類似するが（法197条・199条参照）、社員は、社員総会という機関を通してのみ、その意思が法人の運営に反映されるのに対し、評議員は機関として意思決定に関与する点において異なる。』（p225）とされている。

（注）法人法英訳では、評議員をCouncillorsとしている。

III-4 評議員会 ・ Congress

FSSでは、『総会は、最高の立法機関である。』とされているのに対し、法人法では、評議員会の権限が『この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限』られており、『評議員会は、一般社団法人の社員総会のように法人の意思そのものではないことから、評議員会を最高万能な議決機関とすることはできない。』（渋谷本 p276）と解されている。

法人法第197条において準用する法人法第83条では、理事の忠実義務について、一般社団法人の理事は「法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のために忠実にその職務を行わなければならない。」とされているのに対して、一般財団法人の理事は「法令及び定款」のみを遵守することが求められており、評議員会の決議の遵守は含まれていない。

また、法人法第197条において準用する法人法第84条では、理事は競業及び利益相反取引に関し、一般社団法人では「社員総会において、当該取引につき重要な事項を開示し、

その承認を受けなければならない。」のに対し、一般財団法人では評議員会ではなく理事会で開示し、承認を受けることが求められている。

渋谷本では、『公益（一般）財団法人については、従来のような旧主務官庁による法人の業務一般に対する監督がなく、また、公益（一般）社団法人における社員総会のような機関が存在しないことから、業務執行機関である理事が法人の目的に反する恣意的な運営を行うことも懸念されるところである。

さらに、理事及び監事の任期制を採用しつつ、法人の自律的なガバナンスを確保する観点からは、一般財団法人の設立後において、理事及び監事を定期的を選任する機関を設ける必要がある。

そこで、一般法人法においては、3人以上の「評議員」全員で構成される「評議員会」（法178条1項）を法定の必置機関として（法170条1項）、理事、監事及び会計監査人の選任、定款変更等、公益（一般）財団法人の基本的事項について決議する権限を与え、これを通じて理事を牽制・監督する役割を担わせることとしたものである。』（p274）と解説している。

（注）法人法英訳では、評議員会を the Board of Councillors と、社員総会を the General Assembly としている。

JFA 英訳は、当初、評議員会を法人法英訳と同様に使用していたが、後には、JFA Congress としている。

III-5 理事

法人法上の理事（以下、「法人法理事」という。）は、必置機関である。これに対して、FSS 上の理事（以下、「FSS 理事」という。）は、一組織である Executive Committee の構成員である。

すなわち、法人法理事と FSS 理事は違う概念・役職であると考えべきである。

法人法においては、理事は評議員会で選任され、理事会において、それぞれの役割（代表理事、業務執行理事、理事）が決められる。

これに対して、FSS では、会長、副会長、理事が総会で決められる。すなわち、会長は会長であって理事ではない、と解すべきである。

（注）法人法英訳では、理事を Director としている。

JFA 英訳は、当初、理事を法人法英訳と同様に使用していたが、後には、Members of Executive Committee とし、会長を President 、副会長を Vice President 、専務理

事を **Senior Member of ExCo**、常務理事を **Standing Member of ExCo** としている。

III-6 理事会 ・ **Executive Committee**

法人法において、理事会の職務は、①業務執行の決定 ②理事の職務の執行の監督 ③代表理事の選定及び解職 の3事項が定められている。

これに対して、**FSS** では、基本的にこの3事項のうち、①の業務執行の決定だけが理事会の権限とされており、②の理事の職務の執行の監督は常設委員会事項に、③の代表理事の選定及び解職は総会事項となっている。これは、総会における理事の選任の仕方が、リスト又は役職毎であることに由来するとも考えられる。

すなわち、理事会の権限が大きく異なっている。

また、法人法においては、『理事会は、すべての理事で組織する。』（第90条）と規定されている。これに対して、**FSS** においては、**Executive Committee** は 総会で選ばれた **President, Vice President, Members** で組織される。

(注) 法人法英訳では、理事会を **Council** としている。

JFA 英訳では、当初、理事会を法人法英訳と同様に使用していたが、後には、**Executive Committee** としている。

III-7 代表理事 ・ **President**

法人法において、代表理事は、理事会における理事間の選挙で選ばれる。

これに対して、**FSS** では、会長は総会において出席代議員の選挙で選ばれる
すなわち、選ぶ人（投票権を有する者）、選ぶ機関が異なっている。

換言すれば、法人法が評議員会で選任された理事の中からいわゆる「同輩中の首席」を代表理事とするのに対し、**FSS** では **President** を **member** で選ぶことになっている。

法人法の代表理事は、法人法第190条（理事等の説明義務）に基づき評議員会への説明義務を（他の理事及び監事と同様に）負っている。

これに対して、**FSS** の **President** は、**Congress** の議長となる（ただし、投票権はない）。

(注) 法人法英訳では、代表理事を **the Representative Director** としている。

JFA 英訳では、(公財)日本サッカー協会会長を **President** としている。

Ⅲ－８ 事務総局

FSS では、組織の一つとして事務総局が定められているが、法人法においては、特別な規定は置かれていない。

『法人事務局は、法人の機関ではないが、理事の補助機関である。補助機関は、代表理事（理事長）等の命令に従い、それぞれの分掌に従い事務を執行する。』（渋谷本、p1062）

『一般法人法には、法人事務局に関する規定は設けられていないので、法人事務局制度を法人の組織として設けるか否かは、法人の自由である。

法人事務局制度を設ける場合には、法人事務局の設置と組織、運営等に関する基本的事項について定款に規定しておくことが一般的である。』（渋谷本、p1061）

FSS では、第 62 条で、『The general secretariat shall carry out all the administrative work of X under the direction of the General Secretary.』とされている。

一方、法人法英訳では、第 78 条（（理事の）業務の執行）『理事は、…一般社団法人の業務を執行する』を『directors shall administer the business operations of the general incorporated association』としている。

日本語の「執行」と英語の *administer* ・ *administrative* あるいは *execute* ・ *executive* の関係を言語学的観点から整理する必要がある。

また、機関制度設計の観点からは、業務執行の ①意思決定 ②執行 ③管理運営 のどこをどのように切り分けどの機関に担わせるのが適切であるかということが問題となる。

Ⅲ－９ 監事

法人法において、監事は理事の職務の執行を監査する必置機関とされている。

すなわち、職務を執行するのは当然のことながら「理事」であり、その理事の執行を「監査」する機関として監事を置くこととされている。付言すれば、理事会が『理事の職務の執行の「監督」』（法人法第 90 条）を行い、監事が「監査」という二重の内部統制を行うことを規定している。

付属資料 2

「常務理事会」の運営に関して (2016年度第6回常務理事会(2016年6月13日))

I 問題の所在

常務理事会の関する規定が定款と基本規程で異なっている。異なっている場合には、原則として、上位規範である定款の規定が適用され、基本規程の当該規定は無効と解される。

平成26年末の基本規程改正後も常務委員会は従来と同様、毎月、開催されている。今後、常務委員会をどのように運営していくか、常務理事会で議論する必要がある。

II 経緯

(1) 旧民法法人時

寄付行為には規定がなく、基本規程において規定されていた。

基本規程(2011/2012年度版)(抄)

第2章 組織

第3節 常務理事会

第19条 [常務理事会の構成・権限]

- ① 常務理事会は、会長、副会長、専務理事および、会長の指名により理事会で承認された若干名の理事(以下この理事を「常務理事」という)で構成する。
なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事または特任理事、その他の者を常務理事会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権を有しない。
- ② 理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる次の各号の案件について、審議、決定する機関として、常務理事会を設置する。
 - (1) 日本代表チームに関する案件
 - (2) 事業に関する案件
 - (3) FIFA または外国サッカー協会等に関する国際的案件
 - (4) 前各号のほか、会長および専務理事が常務理事会に付議すべきと判断した案件

第20条 [常務理事会の開催・定足数等]

- ① 常務理事会は、会長が招集して原則として毎月1ないし2回開催し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がこれにあたる。
- ② 常務理事会は常務理事会構成員の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ③ 常務理事会の議事は、出席常務理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

④ 常務理事会の審議、決定事項は、直後に開催される理事会に報告し、必要な事項については承認を得るものとする。

(2) 現行の定款上の規定

定款（抄）

第40条（常務理事会）

理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる事項について審議する機関として、この法人に常務理事会を設置する。

2 前項の規定による常務理事会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

(3) 現行の基本規定上の規程

基本規程（抄）

第2章 組織

第2節 理事会

第22条の2〔緊急事案の処理〕

緊急の処理が求められる事案が発生した場合、会長及び業務執行理事の協議により議事を決することができる。ただし、この場合において決定された事項は、直後に開催される理事会に報告し、追認を得なければならない。

第3節 常務理事会

第23条〔常務理事会の構成及び権限〕

1 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する。なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事又はその他の者を常務理事会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権を有しない。

2 常務理事会は、理事会に付議すべき事項のうちで事前に検討する必要があるものについて審議する。

第24条〔常務理事会の開催及び定足数等〕

1 常務理事会は、会長が招集して原則として毎月1回開催し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、会長が予め指定した副会長がこれにあたる。

2 常務理事会は常務理事会構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。ただし、当該議事につき書面を予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 常務理事会の議事は、出席常務理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 常務理事会の審議事項は、直後に開催される理事会に報告し、承認を得るものとする。

Ⅲ 論点

Ⅲ―1 日本サッカー協会の（意思決定）機関と位置づけることができるか？

現行定款第 40 条では、常務理事会は「審議する『機関』」と規定されている。

法人法第 170 条第 1 項で、「一般財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置かなければならない」と規定されており（すなわち、必置機関）、同条第 2 項で「一般財団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる」と規定されている（すなわち、任意機関）。

当然のことながら、会計監査人以外の任意機関を設置することは認められるが、設置する場合には、必置機関の権限を奪うことがないように留意する必要がある（『移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について』（平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員会） p 6）とされている。

(1) 緊急時の意思決定（旧基本規程及び現行定款が想定していること）機関とすること

旧基本規程及び現行定款においては、緊急時対応のための機関としての常務理事会が想定されている。

一方、法人法第 197 条で準用する第 90 条第 1 項において、「理事会は、すべての理事で組織する」と規定されている。また、同法第 197 条で準用する第 94 条（招集手続）第 2 項で「理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる」と規定されており、この規定は緊急時を想定したものと解しうる。

したがって、法人法上、緊急時の意思決定機関としての常務理事会は想定されていないと解される。

(2) 理事会の事前検討（現行基本規程が規定していること）機関とすること

現行の基本規程においては、「理事会に付議すべき事項のうちで事前に検討する必要があるものについて審議する」と規定されている。

一方、法人法においては、理事会に付議する事項の調整・検討・決定機関は想定されていない。

『移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について』（平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員会）では、「任意の（合議）機関（会議体）として、定款の定めにより、例えば、一部の理事と事務局員等で構成する「常任理事会」や「常務会」を設け、当該機関において理事会の審議事項の検討等の準備を行うこととすることは可能であるが、それに加えて、「当該機関の承認がない事項については理事会で決定することができない」旨の定めを設けることは、理事会の権限を制約することとなるため許されない。」（p 6）とされている。

(3) 結論

これらのことから、日本サッカー協会に任意の機関として常務理事会を設置することはできるが、定款において、その名称、構成及び（理事会等の必置機関の権限を侵害しない）権限を明確にすることが求められる。

Ⅲ－２ 常務理事会の構成者

旧基本規程では、「会長、副会長、専務理事および、会長の指名により理事会で承認された若干名の理事（以下この理事を「常務理事」という）で構成する。なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事または特任理事、その他の者を常務理事会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権を有しない。」と規定されていた。

現行定款では、「常務理事会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。」とされ、現行基本規程では、「常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する。なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事又はその他の者を常務理事会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権を有しない。」と規定されている。

Ⅳ 当分の間の運用

Ⅳ－１ 基本規程に規定されたことを実施しないことはコンプライアンス違反と見做されうるが、定款と基本規程に齟齬が生じており、基本規程の規定は無効と解されるため、基本規程違反をもってコンプライアンス違反とはならない。

次に、定款に規定されたことを実施しないことはコンプライアンス違反と見做されうるが、定款の規定が法人法の趣旨を反映していないものであることから、定款の規定違反をもってコンプライアンス違反とはならない。

本来であれば、即座に定款及び基本規程の改正を行うことが望ましいが、

- ① 現行の定款及び基本規程の規定が存在することによって、日本サッカー協会に実質的な損害が生じておらず、かつ、今後生ずるとも想定されないこと
- ② いわゆる「JFA リフォーム」の一環での改正がなされており、FIFA との協議の上で改正された経緯があること
- ③ 現行の定款と基本規程の齟齬は他の事項においても生じており、このような事態を引き起こした原因究明及び再発防止策の策定がまず求められること

などを考慮する必要がある。

Ⅳ－２ したがって、次の手順を踏むこととする。

(i) 6月理事会において監査・コンプライアンス委員会に対して、基本規程第47条第2項に基づき『平成26年度のJFA リフォームによって生じた定款と基本規程の規定間の齟齬が生じた原因の究明及び再発防止のために講ずべき措置について』諮問することとする。

(ii) 同諮問後、監査・コンプライアンス委員会で審議いただき、7月以降の理事会に「中間報告」を答申していただく。

(iii) 同答申を受けて、理事会は法務委員会に対して、基本規程第47条第2項に基づき『定款及び基本規程の改正について』諮問することとする。

(iv) 同諮問を受けて、法務委員会において定款及び基本規程の改正に関して審議していただく。

(v) 同時並行的に、FIFA 事務局に対して状況説明を行う。

IV-3 法人法に即した定款及び基本規程の改正が評議員会で決議されるまでの間、以下の通り、常務理事会を開催するものとする。

(1) 開催日：予定通り

(2) 構成員：原則として、従来通りとし、必要に応じ会長が指名した者とする。

(3) 議案：JFA の運営上重要な事項として会長が提案した事項

付属資料 3

「2016FIFA リフォーム」に関する考察

I 「2016FIFA リフォーム」の経緯

2015年5月28日 元 CONCACAF 会長ジャック・ワーナー他 10名に対して、FIFA 倫理委員会の調査及び the latest facts presented by the US Attorney's Office for the Eastern District of New York に基づき、FIFA 倫理委員会は活動停止処分を下す。

2015年7月20日 FIFA 理事会において、FIFA 監査・コンプライアンス委員会委員長から報告書（『Substantiation of the Reform Proposals Presented at the FIFA Executive Committee』（以下、「FIFA 監査・コンプライアンス委提言」という。）が提出される。その中では、理事会の組織とその構造に焦点を当て、具体的改革手段として次の 8 項目が挙げられている。

- 1 より強化された中央集権的なチェック体制
- 2 任期期限の導入
- 3 FIFA 理事会メンバーの総会における直接選挙
- 4 個人報酬の公表
- 5 効率性の向上、効力のある委員会の独立性の強化
- 6 大陸連盟並びに地域協会レベルでのより高いガバナンスの導入
- 7 ワールドカップの入札並びにその方法の変更
- 8 FIFA の組織並びに構造の改革

FIFA Media Release によると、同日の理事会は「監査・コンプライアンス委提言」を聴取した上で、

The Executive Committee, supported by the confederations, reiterated its unity and stated its firm commitment to reforms. The executive also stressed its full cooperation with the on-going US and Swiss investigations. とし、

To further strengthen this reform process, it was decided to set up a specific FIFA Task Force 'Reforms' to be chaired by a neutral chairman who should be appointed in consultation with the confederations' presidents. This Task Force will be composed of two representatives of each of the AFC, CAF, CONCACAF and UEFA, as well as of one representative from each of CONMEBOL and the OFC.

が決められた。（理事会は「監査・コンプライアンス委提言」をそのまま実行に移すのを拒否した、と考えられる。）

2015年8月のFIFA理事会で2016FIFAリフォーム委員会(7月に設置が決められた a specific Task Force 'Reforms'が 2016 FIFA Reform Committee と改称されている。)の委員長及び委員が任命される。

2015年10月8日 ブラッターFIFA会長、プラティニ副会長、ヴァルケ事務総長に対し、FIFA倫理委員会は暫定的な活動停止処分を下す。(後日、より長期の活動停止処分となる。)

2015年10月20日 2016FIFAリフォーム委員会から Status of Review and Preliminary Recommendations が提出される。

この中で、改革の2原則が提示されている。

- Principles of governance reform
- Principles of leadership for FIFA to effect cultural change

2015年12月2日、2016FIFAリフォーム委員会報告書(以下、「FIFAリフォーム委報告」という。)が出された。この中で、まず3原則、すなわち、

原則1 FIFAに風土の変革をもたらす首脳部の原則

原則2 ガバナンス改革の原則

原則3 加盟国協会及びステークホルダーのFIFAへの参加拡大のための原則
を挙げた上で、各原則の中で具体策を提言している。

機関設計に関しては、

「原則2 ガバナンス改革の原則」の中で、以下の6中項目17小項目を、

「原則3 加盟国協会及びステークホルダーのFIFAへの参加拡大のための原則」の中で、以下の4中項目12小項目を挙げており、

「原則1 FIFAに風土の変革をもたらす首脳部の原則」については、具体策を挙げていない。(これについては、機関設計に馴染まないと考えられたと推測される。)

原則2 ガバナンス改革の原則

原2-1 FIFAの「政治的」機能と管理機能の明確な分離

原2-2 財務の透明性と統制の向上

原2-3 FIFA評議会及び会長の選挙と任期

原2-4 報酬の透明性

原2-5 大陸連盟及び加盟国協会に関する普遍的原則

原2-6 サッカーにおける女性の役割への認識拡大と女性の登用

原則3 加盟国協会及びステークホルダーのFIFAへの参加拡大のための原則

原3-1 常設委員会の変革

原 3-2 参加拡大：FIFA 男子ワールドカップ

原 3-3 サッカーの振興とリソース

原 3-4 将来のための FIFA の刷新

II FIFA 監査コンプライアンス委提言

「FIFA 監査コンプライアンス委提言」は、「I.はじめに」の中で、『FIFA の組織並びに運営手段を根本から再考したり、大変革を起こす特別な理由はなく、この点において急進的な解決はこの問題解決には適さない。』とし、『現存する組織に自浄作用を実践的に取り組むことがより好ましいことだと考える。』としている。

また、『FIFA 内部の現状と、数にして 209 ある協会と連盟の存在を考慮に入れ、また同時にそれぞれの問題に配慮し、改革すべき分野を効果的に提案している。』とし、『FIFA は極めて特定のかつ世界的な組織であり、非常に複雑かつ広範な活動を行っている点において、他には類を見ない特殊な組織である。そして、何よりもまず、FIFA がスポーツの組織であること、もちろん時には重要興行も行い経済的な意義も持っているが、FIFA はビジネス企業や民間会社ではない。』と性格を述べ、『それ故に民間企業に適用する企業統治や法令遵守の基準（考えを含め）を変更すること、それらを区別なく FIFA に転用したり適用したりすることは好ましくない。』とし、『むしろ改革においては FIFA 特有の状況と特徴を考慮しながら固有のアプローチと解決策を考える必要があると言える。』としている。

その上で、理事会に焦点を当てている。（すなわち、諸悪の根源は理事会にある…）

『FIFA の理事会は改革において大きな役割を担う。この報告書で詳細に述べているが、現在 FIFA の組織構造の中で理事会そのものが問題のホットスポットの一つとなっている。それと同時に理事会は最終的にこのレポートで提出される提案を実行し、関連した問題解決のイニシャチブを握ることもできれば、また遅らせることもできる立場である。』とし、理事会メンバーの選出母体である大陸連盟に焦点を移行し、『そうした事情からも、大陸連盟も大きな役割を担っている。FIFA の理事会に所属する大陸連盟の代表は FIFA の利益と発展がより大きく焦点化される必要のある関連会議や改善策の決定において、大陸連盟の利益と観点から離れて行動する必要がある。FIFA は各国のサッカー協会の協会であるが（現在 209 の協会数）、現在は FIFA の会員ではない大陸連盟の強い影響下にある。大陸連盟の影響は FIFA に常に良い影響を与えているわけではない。FIFA の理事たちは、自分たちが協会や連盟、FIFA の代表であると常に認識する必要がある存在だと思われる。将来的に FIFA の理事たちの振る舞いや行動において、この点を以前よりも強く考慮・正しく履行させる必要がある。大陸連盟の利益と FIFA の利益は全体としてより厳密に分離する必要があり、この報告書はこれらの問題点をいかに効率的に達成するかを提案している。』としている。

「FIFA 監査・コンプライアンス委提言」は、「Ⅱ.これまでに実行された改革」の次に「Ⅲ.さらなる改革の必要性」として、『現在の最大のリスクは現行の理事会の組織とその構造、数名の理事の行為にある。』とし、次の事項をあげている。

- ・ (理事会の) 決定権の範囲及び権限が事実上総会のそれを上回っている。
- ・ 理事会－大陸連盟－加盟協会を通じた “old boys’ networks” の存在
- ・ 理事会の最も重大な問題は、2ないし3の職務 (FIFA 理事、大陸連盟 and/or 加盟協会の執行機関メンバー) を兼務する数名の理事の不正行為に結びついている。
- ・ こうした状況下で、数名の理事の不正が大陸連盟及び加盟協会のレベルで行われたことは、甚大な悪影響を FIFA 全体に与えた。
- ・ これは理事の個別で個人的な責任になる。
- ・ 特に 2015 年 5 月に発覚した事案は、これらのリスクの悪質性を明らかにした。
- ・ FIFA 理事会と理事はこれらのリスクや問題について対処する集団的かつ個別的な責任と責務がある。
- ・ FIFA 及び FIFA 理事は、理事又は役員のあるあらゆる段階での不当行為から生じるさまざまな事象に対して、より適正に庇護される必要がある。

その上で、具体的には、以下の 8 項目が挙げられている。

- 1) より強化された中央集権的なチェック体制
- 2) 任期期限の導入
- 3) FIFA 理事会メンバーの総会における直接選挙
- 4) 個人報酬の公表
- 5) 効率性の向上、効力のある委員会の独立性の強化
- 6) 大陸連盟並びに地域協会レベルでのより高いガバナンスの導入
- 7) ワールドカップの入札並びにその方法の変更
- 8) FIFA の組織並びに構造の改革

そして、『米国並びにスイスにおいて法的手続きが進んでいることを考え、必要に応じて他の方策も考慮されるべきであろう。』と付言されている。

「Ⅳ 追加的改革の詳細」の中でさらに具体的な事項が記載されている。その中で、本考察との関係で特記すべき事項は次の通り。

『Ⅳ.3. 総会による FIFA 理事の選定 (Direct election of FIFA Executive Committee members by the Congress)

Ⅳ.3.1. この特別な対策の必要性

現在 FIFA の理事は、会長と女性理事を除き、大陸連盟によって決定されている。まず最も重要な事は、これには歴史的な理由と伝統があるということであるが、しかし客観的（特に制度的、組織的に）見れば、これは下記の理由から不適切である。

－ 大陸連盟が FIFA の統治機関の構成員を決めるが、大陸連盟は FIFA のメンバーではない。

－ こうして選出された FIFA 理事は、第一に選出母体である大陸連盟に恩義/責任を負い、FIFA に対しては希薄となる。

...

IV.3.3 実施

FIFA の理事を直接選ぶ（すなわち、総会で選出する）ことを FIFA Statutes に規定する必要がある。』

『IV.6. より高度なガバナンス基準を大陸連盟及び地域協会の段階まで導入

IV.6.1 この特別な対策の必要性の理由

いくつか大陸連盟及び協会はガバナンス基準において弱点があることが証明されている。

...

IV.6.2 説明

未だ実施されていない場合、大陸連盟及び理事会は書面において妥当な（十分に厳格な）倫理及び懲罰規定を提出し、適切な組織を編成する必要がある（倫理・懲戒委員会）。この点において、大陸連盟及び地域協会は強固なガバナンス規定をベストプラクティス基準で導入し遵守する必要がある。

- ・ 独立した外部監査人
- ・ 独立した監査法令遵守部門
- ・ 独立した司法機関
- ・ 任期制限
- ・ 統治事務管理部門で、より重要なポストを女性に付与する

...

IV.6.3 実施

最低限、上記に述べた基準を満たす義務は、FIFA の法令レベルで強制的に導入されるべきである。』

『IV.8 FIFA の組織及び構造の改革

IV.8.1 この特別な対策の必要性の理由

現在 FIFA 理事会が持つ決定権と権限は過剰に広大な範囲に及んでいる。結果的に、理事会の中に不当に多くの権限が存在している。また、理事会は一部、些細な業務に忙殺されている。つまり、最高執行機関の権限外の問題や手続きに過度の時間を費やしている。さ

らに、これらは理事とは関係のない事柄である。ガバナンスの観点から言えば、これが理想的な状況と言えないのは明らかである。理事会は機能すべきかたちで機能するよう緊急に改革する必要に迫られている。

また、FIFA の組織構造の中でスポーツ関連の責任分野と商業上の権限や手続きの分野をより厳密に分離する必要がある。その理由は以下のように挙げられる。

- ・ これらの二つの分野は、それぞれの活動等において必要とされる高水準のガバナンス・ベストプラクティス・管理責任が異なる。
- ・ 分離することにより組織や個人が不正行為（腐敗、馴合等）に関与するリスクを最小限にする。
- ・ 資金の流れは（特に開発資金）、個人及びスポーツに関わる状況の影響を排除し、現状よりも厳しく監視し管理する必要がある。

IV.8.2 説明

戦略的な決定や管理的役割や権限（現在は理事会）をより明確に改善し、厳格に日常業務（事務/事務局）から分離するためには、特定の取引事項と役割は理事会から事務局に移行する必要がある。現在のかたちの理事会を戦略的案件に集中する運営委員会と経営管理を担当する管理委員会に分ける必要がある。

… 』

III 2016FIFA リフォーム委報告

同報告は、『FIFA は現在、その歴史上最悪の危機の最中にある。』という文章で始まっている。

具体的提案のうちで本考察との関係で特記すべき事項は以下のとおり。

「原則 2 ガバナンスの改革の原則」

中項目「FIFA の「政治的」機能と管理機能の明確な分離」では、

『1 FIFA 理事会は戦略的事項を統括し、常設委員会と FIFA の事務管理に対する監督の役割を担う。執行権や直接的な管理責任は有しない。そのより適切な機能を反映するよう、理事会の現在の名称 FIFA Executive Committee を FIFA Council と改称する。同時に、より広範な参加と民主的運営を確保するため、同機関の規模を拡大する。

2 FIFA 会長は FIFA Council の議長を務めるとともに同機関に説明責任を負う。会長は the public “ambassador”であり、かつ、組織の肯定的なイメージの醸成を目指す。

3 事務総長は FIFA の CEO として、FIFA 事務局の業務の全責任を負う。事務局は、FIFA Council が定め支持する方針と戦略を実施することにより、FIFA の日常業務を遂行する。

事務局長の解任は、FIFA Council の action によってのみ行うことができる。

4 Chief Compliance Officer (CCO) の役職を新設することにより、組織のコンプライアンス機能をさらに強化する。CCO はコンプライアンスプログラムの監督責任を負い、事務総長と監査・コンプライアンス委員会委員長に直接レポートラインを持つ。』

中項目「FIFA Council 及び会長の選挙と任期」では、

『10. 任期制限

- ・ 会長：1期4年とし、連続か否かを問わず3期（最長12年）を超えないこと。
- ・ FIFA Council Members：1期4年とし、連続か否かを問わず3期（最長12年）を超えないこと。

11. FIFA Council Members は、FIFA 独自の選挙規則に従い、各大陸連盟総会の際に FIFA 加盟国協会により選出されるものとする。この選挙手続は FIFA により監視され、全候補者は、新設の FIFA ガバナンス委員会に属する独立性を有する FIFA 審査委員会が実施する資格審査（インテグリティテストを含む）の対象となる。』

中項目「大陸連盟及び加盟国協会に関する普遍的原則」では、

『14. すべての FIFA 加盟国協会及びすべての大陸連盟は、良好なガバナンスの原則を遵守しなければならない。このため、FIFA 加盟国協会及び大陸連盟の規約には、以下のよう
な点を保証するための最低限の条項が含まなければならない。』

- ・ 政治及び宗教関連の問題における中立性
- ・ あらゆる種類の差別の禁止
- ・ あらゆる形態の政治的干渉の回避
- ・ 独立性を有する司法機関（権力の分散）
- ・ 競技規則及び忠誠・誠実・スポーツマンシップ・フェアプレーの原則の尊重
- ・ 意思決定機関の権限の明確な規定
- ・ 利益相反の回避
- ・ 代表民主制の原則の尊重
- ・ 財務諸表の各年の独立監査に関する規定

現在進行中のプロセスは、FIFA レベルで必要な改革を確実に実施するだけでなく、すべての FIFA 加盟国協会及び大陸連盟が良好なガバナンスの原則を遵守するよう図ることにより、サッカー界のガバナンスを徹底的に再構築し、改善するまたとない機会であるとリフォーム委員会は確信している。』

「原則3 加盟国協会及びステークホルダーの FIFA への参加拡大のための原則」

『リフォーム委員会は、提案する構造的改革のほかに、改革プロセス全体の重要な要素はあらゆるレベルでの FIFA への「参加」にあると確信している。より広範な参加は民主性と

透明性をともに促進し、FIFA の近代化と将来の課題への対応にも資すると考えられる。

従って、FIFA Council を拡大し、代表性を高めること、サッカー界のガバナンスのあらゆるレベルで女性の役割を拡大すること、クラブや選手などの主要なステークホルダー・グループと関連する FIFA 委員会との間に強い連携を築くこと、及び FIFA がすべての成員間の定期的な議論の場を用意し促進することが重要である。これに関連し、純粋に競技に関する面で、FIFA の最重要大会であるワールドカップへの加盟国の出場機会を拡大することも本改革案の趣旨に合致すると思われる。』

中項目「常設委員会の変革」では、

『18. 効率向上を図りながら、すべての加盟国協会が FIFA の意思決定プロセスに、より意味のあるジェンダーバランスのとれた効率的な形で関与できるようにするため、常任委員会の数を 26 から 9 に減らすものとする。

19. 加盟国協会が FIFA への関与を縮小するのではなく、拡大する。…すべての加盟国協会が参加する会議を少なくとも年 1 回開催する。

20. 監査・コンプライアンス委員会と司法機関は、完全な独立性を保つものとする。

…

22. 独立性を有する成員とは何かを規定するため、改訂された「独立性」の定義を FIFA regulation に加えるものとする。』

(注)「独立性」に関しては、リフォーム委報告の添付資料 3 で (暫定的に) 定義され、2016 年に改正された FIFA Statutes では「the independence criteria as defined in the FIFA Governance Regulations」と規定され、具体的には the FIFA Governance Regulations 第 5 条 independence で定義されている。

IV 2016FIFA 定款改正の主な改正点

IV-1 FIFA Statutes 第 5 章 Organisation は、

A. Congress

B. Executive Committee

C. President

D. Emergency Committee

E. Standing Committee

の 5 項目から、

A. Congress

B. Council

C. President

D. General secretariat

E. Bureau of the Council

F. Standing Committee

の6項目に改正されている。

1項目追加となった **General secretariat** は、改正前は 別の独立した章立てになっていた。

また、**Executive Committee** が **Council** に、**Emergency Committee** が **Bureau of the Council** に改正されている。

IV-2 **FIFA Statutes** に第6章 **Annual member associations conference** が 新設されている。

IV-3 (旧) **FIFA Statutes** 第6章 **Judicial bodies and disciplinary measures** が、二つに分割されて (新) **FIFA Statutes** では、第7章 **Independent committee** と 第8章 **Disciplinary measures** と改正されている。

IV-4 **Executive Committee** から **Council** へ

IV-4-1 機能

The Executive Committee is the executive body. (旧 **Statutes** 第21条第2項) が、**The Council is the strategic and oversight body.** (新 **Statutes** 第24条第2項) に改正されている。

IV-4-2 構成員

25名から37名になっている。

その内訳は、

President 1名 (変わらず)

Vice President 8名 (変わらず)

他のメンバーが 25名から 37名になっている。

President は 総会で選出される (**elected by the Congress**) は変わっていないが、**Vice President** 及び 他のメンバーについては、『**elected by the Confederations and installed by the Congress**』であったものが、『**The confederations are allocated the following places on the Council.**』(新 **Statutes** 第33条第4項) と改正されている。

IV-4-3 権限

『The Executive Committee shall pass decisions on all cases that do not come within the sphere of responsibility of the Congress or are not reserved for other bodies by law or under these Statutes』(旧 Statutes 第 31 条第 1 項) が、

『The Council defines FIFA's mission, strategic direction, policies and values, in particular with regard to the organisation and development of football at world-wide level and all related matters.』(新 Statutes 第 34 条第 1 項)

『The Council delegates the execution and management of business-or finance-related matters to the general secretariat, which operates under the authority and supervision of the Council and is accountable to it.』(新 Statutes 第 34 条第 2 項)

『The Council oversees the overall management of FIFA by the general secretariat.』(新 Statutes 第 34 条第 3 項)、

『The Council shall issue regulations generally and, in particular, the FIFA Governance Regulations.』(新 Statutes 第 34 条第 11 項)、

『The Council shall deal with all matters relating to FIFA that do not fall within the sphere of responsibility of another body, in accordance with these Statutes.』(新 Statutes 第 34 条第 12 項)、

『The powers and responsibility of the Council may be specified in greater detail in the FIFA Governance Regulations.』(新 Statutes 第 34 条第 13 項) と改正された。

IV-5 General secretariat

旧 Statutes では、独立の章で規定されていたものが、新 Statutes では Organisation の 1 節で規定されている。

旧 Statutes では、第 71 条で、The general secretariat shall carry out all the administrative work of FIFA under the direction of the Secretary General.とだけ規定されていたが、新 Statutes では、第 36 条で 3 項立てに改正されている。

1. The general secretariat shall perform its tasks under the direction of the Secretary General, in particular, as regards:

- Organisation of competitions and all related matters, in accordance with the decisions and directions of the Council;
- The negotiation, execution and performance of all commercial contracts, in accordance with the standards, policies and procedures established by the Council;
- Administrative support for the standing committees of FIFA, in particular with regard to the awarding of football development grants;

- Management of the operations and day-to-day business of FIFA, in accordance with the parameters established by the Council and within the budget established by the Finance Committee; and
 - All other administrative matters necessary for the efficient operation and organisation of FIFA, as required and authorised by the Council.
2. The general secretariat is supervised by, and is accountable to, the Council with regard to the discharge of its functions.
 3. The powers and responsibilities of the general secretariat may be defined in greater detail in the FIFA Governance Regulations.

IV – 6 Secretary General

旧 Statutes では、第 72 条で、

- ~~1. The Secretary General is the chief executive of the general secretariat.~~
- ~~2. He shall be appointed on the basis of an agreement governed by private law.~~
- ~~3. He shall be responsible for:~~
 - ~~a) implementing decisions passed by the Congress and Executive Committee in compliance with the President's directives;~~
 - ~~b) managing and keeping the accounts of FIFA properly;~~
 - ~~c) compiling the minutes for the meetings of the Congress, Executive Committee, Emergency Committee and standing and ad-hoc committees;~~
 - ~~d) FIFA's correspondence;~~
 - ~~e) relations with the Confederations, Members and committees;~~
 - ~~f) organising the general secretariat;~~
 - ~~g) the appointment and dismissal of staff working in the general secretariat;~~
 - ~~h) signing decisions on behalf of any FIFA committee, provided that no other ruling exists in the respective regulations.~~
- ~~4. The President shall appoint the managerial staff (directors) in the general secretariat on the proposal of the Secretary General.~~

と規定されていたのが、新 Statutes 第 37 条では、

1. The Secretary General is the chief executive officer (CEO) of FIFA.
2. The Secretary General is appointed and may be dismissed by the Council, in accordance with art. 34 par. 9 of these Statutes. The Secretary General shall report to the Council.
3. The Secretary General shall be required to fulfil an eligibility check performed by the Review Committee.

4. The powers and responsibilities of the Secretary General may be defined in greater detail in the FIFA Governance Regulations.

と改正されている。

IV－7 加盟協会の義務

加盟協会の義務に関しては、新 Statutes 第 14 条で、

1. Member associations have the following obligations:

- a) to comply fully with the Statutes, regulations, directives and decisions of FIFA bodies at any time as well as the decisions of the Court of Arbitration for Sport (CAS) passed on appeal on the basis of art. 57 par. 1 of the FIFA Statutes;
- b) to take part in competitions organised by FIFA;
- c) to pay their membership subscriptions;
- d) to cause their own members to comply with the Statutes, regulations, directives and decisions of FIFA bodies;
- e) to convene its supreme and legislative body at regular intervals, at least every two years;
- f) to ratify statutes that are in accordance with the requirements of the FIFA Standard Statutes;
- g) to create a referees committee that is directly subordinate to the member association;
- h) to respect the Laws of the Game;
- i) to manage their affairs independently and ensure that their own affairs are not influenced by any third parties in accordance with art. 19 of these Statutes;
- j) to comply fully with all other duties arising from these Statutes and other regulations.

2. Violation of the above-mentioned obligations by any member association may lead to sanctions provided for in these Statutes.

3. Violations of par. 1 (i) may also lead to sanctions, even if the third-party influence was not the fault of the member association concerned. Each member association is responsible towards FIFA for any and all acts of the members of their bodies caused by the gross negligence or wilful misconduct of such members.

と規定されているとともに（当該条文は旧 Statutes から大きな改正はない。）新たに第 15 条が新設されている。

15 Member associations' statutes

Member associations' statutes must comply with the principles of good governance, and shall in particular contain, at a minimum, provisions relating to the following matters:

- a) to be neutral in matters of politics and religion;
- b) to prohibit all forms of discrimination;

- c) to be independent and avoid any form of political interference;
- d) to ensure that judicial bodies are independent (separation of powers);
- e) all relevant stakeholders must agree to respect the Laws of the Game, the principles of loyalty, integrity, sportsmanship and fair play as well as the Statutes, regulations and decisions of FIFA and of the respective confederation;
- f) all relevant stakeholders must agree to recognise the jurisdiction and authority of CAS and give priority to arbitration as a means of dispute resolution;
- g) that the member association has the primary responsibility to regulate matters relating to refereeing, the fight against doping, the registration of players, club licensing, the imposition of disciplinary measures, including for ethical misconduct, and measures required to protect the integrity of competitions;
- h) definition of the competences of the decision-making bodies;
- i) to avoid conflicts of interests in decision-making;
- j) legislative bodies must be constituted in accordance with the principles of representative democracy and taking into account the importance of gender equality in football; and
- k) yearly independent audits of accounts.

これらの義務違反については、第 16 条で

16 Suspension

1. The Congress may suspend a member association solely at the request of the Council. Notwithstanding the foregoing, the Council may, without a vote of the Congress, temporarily suspend with immediate effect a member association that seriously violates its obligation. A suspension approved by the Council shall be in effect until the next Congress, unless the Council has revoked such suspension prior to such Congress.
2. A suspension of a member association by the Congress requires a three-quarter (3/4) majority of the member associations present and eligible to vote. A suspension of a member association by the Congress or the Council shall be confirmed at the next Congress by a three-quarter majority of the member associations present and eligible to vote. If it is not confirmed, such suspension shall automatically lifted.
3. A suspended member association may not exercise any of its membership rights. Other member associations may not entertain sporting contact with a suspended member association. The Disciplinary Committee may impose further sanctions.
4. Member associations which do not participate in at least two of all FIFA competitions over a period of four consecutive years shall be suspended from voting at the Congress until they have fulfilled their obligations in this respect.

第 17 条で、

17 Expulsion

1. The Congress may expel a member association **only at the request of the Council if:**
 - a) it fails to fulfil its financial obligations towards FIFA; or
 - b) it seriously violates the Statutes, regulations or decisions of FIFA; or
 - c) it loses the status of an association representing association football in its country.
2. The presence of an absolute majority (more than 50%) of the member associations eligible to vote at the Congress is necessary for an expulsion **of a member association** to be valid, and the motion for expulsion must be adopted by a threequarter (3/4) majority of the valid votes cast.
と規定されている。

(注) 第 14 条 f) to ratify statutes that are in accordance with the requirements of the FIFA Standard Statutes と第 15 条の関係は定かでない。あえて解釈すれば、第 14 条の the requirements の具体的事項を第 15 条で列記していると考えられる。

V JFA の立場からの「2016FIFA リフォーム」に関する考察

「2016FIFA リフォーム」を単純化して要約すると、

『① 2018・2022FIFA ワールドカップ開催地決定に際しての FIFA Executive Committee メンバーの贈収賄

② 会長・事務総長の不正経理

③FIFA 会長選挙をめぐる贈収賄

④大陸連盟大会をめぐるマーケティング権、放映権料の贈収賄

という不祥事に対して、

① 権限の集中していた Executive Committee の Council への改組

② 会長・事務総長の任期制限・職務権限等の規定の整備

③ 監督機関の独立性の向上

で対処している』

ということである。

FIFA のリフォームは、今回が初めてではなく、ブラッターが会長選で 4 期目に選ばれた直後の 2011 年 6 月 1 日の Congress で提起し、4 つの Task Forces を設置し、翌年に Statutes の改正などを行っている。ブラッター自身、2015 年 9 月の FIFA Weekly の Presidential Note で 『FIFA's 2011 reforms helped us to establish a stronger foundation for the governance of football around the world. However, the highly regrettable events this

year have made it painfully clear those changes have not been enough.』と述懐している。

この 2011FIFA リフォームでは、

- ・ The restructuring of the Ethics Committee (a new system of two chambers – investigatory and adjudicatory -)

- ・ The creation of an Audit and Compliance Committee

がガバナンス向上のために措置された。

俯瞰して見ると、いわゆる巨額の利害を伴う「会長職」・「W 杯開催国」を選ぶ際に、利害関係者が意思決定を行う者（＝投票権を有する者、会長選の場合は各国協会、W 杯開催国の場合は Executive Committee Members ）に不正な働きかけを行ったことに起因するとみなしうる。

そのように捉えると、個別具体の決定事項について、① どの機関に委ねるか ② 投票権を有する者を誰にするのか ③ ①の機関・②の者を別のどの機関が監視・監督するのか ということについて いかなる内部統制思想に基づいて機関設計するのが適切であるか、という点に帰着することとなる。

特に、FIFA では、これまで重要決定事項の議決機関であった Executive Committee が FIFA の会員ではない大陸連盟で選ばれるという極めて異例な構造があり、かつ、大陸連盟が実質的な Power を有しているという環境にある、ということは十分に考慮しておく必要がある。

このため、世界のサッカー統括機関であり各国協会を会員とする「社団」的法人である FIFA が、（従来から Congress を最高の意思決定機関として位置付けており、）重要決定事項を Congress の決議事項とし、かつ、Executive Committee の権限の縮小・明確化を講じたのは、ある意味当然の帰結であり、それを前提として、これらの決定に際しての透明性・公正性等を確保するために各種委員会等を充実させていくのは不可避である。

ただし、Executive Committee の権限が縮小するのに伴い、相対的に会長・事務総長の権限が拡大することが想定され、この点に関しては注意を要する。

一方、JFA の歴史を振り返ると、幸いなことに、これまで FIFA での不祥事のようなことは起きておらず、国内法に基づく内部統制が有効に機能してきたと考えられる。すなわち、① 理事会が重要な業務執行の意思決定を行い、② 業務執行理事がその執行を行い、他の理事がその職務執行の監督を行い ③ 監事が理事の職務の執行を監査し、④ 評議員会が理事及び監事の選解任を通じて法人の業務執行を監督する という構造が有効であったと言える。

FIFA と JFA は、置かれた状況・機関設計などが根源的に異なっている。もちろん、他の組織の改革を等閑視する必要はないが、一方で、FIFA が MA へ求める義務については準

拠する必要があるものの、FIFA 組織自身の改革と同じ体系・プロセスを JFA でも同じように後
追いする必要がないことは言うまでもない。

付属資料 4

■ 代表理事の選定に関する規定の整理

1. 法人法の構造

(1) 法人法第90条2項3号及び同条3項

法人法第90条2項3号及び同条3項は、代表理事の選定及び解職を理事会の権限とし、理事の中からこれを選定する義務を定めている。

(2) 法人法第197条1項

他方、法人法第77条3項は、(理事会設置社団法人を除き)社団法人が「定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる」とし、社員総会決議による代表理事の選定を許容している。〔下線は当委員会による〕

しかし、同法第197条1項は、第77条1項から3項までを財団法人の理事及び理事会について準用することを明示的に否定しているため、財団法人の代表理事については、第197条1項による準用により、上述の第90条のみが適用されることになる。

2. 内閣府の見解

(1) 内閣府ガイドラインにおける解説

内閣府は、その作成にかかる平成20年10月10日付け内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」(その後、平成28年4月付け「公益認定のための『定款』について」をもって改訂)と題するガイドラインの21頁において、法人法第90条2項3号及び3項の規定に関して、まず、「法は、一義的に、理事会に代表理事の選定等の権限を付与したものと解される。換言すれば、代表理事が違法又は不当な行為をした場合において、理事会に代表理事を解職する権限が留保されることにより、理事会による代表理事の職務執行の監督権限が機能し、ガバナンスが確保されるということになる」と断定している。

そのうえで、「他方、代表理事の選定過程に社員総会を関与させることを

望む法人も少なくない」と前置きをしながら、次のような解説を施している。

「代表理事の選定の過程に 社員総会 を関与させることとする場合には、上記のような法の趣旨を踏まえ、例えば、定款の定めにより、『理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会 の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる』旨の定めや、『理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会 にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる』旨の定めを置いた場合には、理事会が最終的に責任を持って代表理事の選定及び解職をすることができることとなる。』〔下線はいずれも当委員会による〕（平成 28 年版改訂ガイドライン 12 頁も同旨）

(2) 内閣府解説の射程範囲

上記の内閣府ガイドラインの解説は、あくまでも 公益社団法人 における代表理事の選定過程についての 社員総会 による関与のしかたに関する解説であり、社員総会による代表理事の選定権そのものを認める趣旨のものではなく、代表理事候補者の選出という限度での関与を許容するものとどまる。

他方、JFA のような 公益財団法人 については、内閣府による特段の解説はなされておらず、当該ガイドラインも沈黙している。これが公益財団法人における 評議員会 による代表理事候補者の選出というかたちでの同様の関与を否定する趣旨のものであるか否かは、定かではない。

その沈黙の理由は不明であるものの、社団法人における社員総会の権限は本来全能とされている（法人法第 35 条 1 項及び 2 項）のに対して、財団法人における評議員会についてはそのような性質が想定されていない（法人法第 178 条 2 項）ことは留意されるべきであろう。そうした制度設計上の違いは、社団法人と財団法人という、法人としての基本的な性質の差異からもたらされているものであって、その詳細については、本付属書と並んで添付された付属書 5「社団（法人）と財団（法人）の異同」を参照されたい。

3. JFA 定款の定め

(1) 定款第 26 条 2 項

JFA という財団法人における最高規範としての基本約款（民法第 34 条）はあくまでも定款であるところ、定款第 26 条 2 項は、「会長、副会長、専務理

事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する」として、代表理事（会長）の選定に関しては、法人法第 90 条 2 項及び 3 項と同旨の条項を定めている。

(2) 定款第 36 条

他方、新設された定款第 36 条は、「理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定において、評議員会の決議により会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる」として、上述の内閣府ガイドラインの最初の例に類似した条項を定めている。

もっとも、内閣府ガイドラインの最初の例は、「理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる」と規定していることから、理事会における代表理事の選定が基本的な制度枠組みであることが明示されているのに対し、定款 36 条は、上述の定款 26 条とは分離独立して規定されているために、26 条と 36 条の関係が必ずしも明らかではない。即ち、評議員会における代表理事候補者選出決議が理事会による代表理事選定決議においてどのような効力を有するのか（理事会における決議を拘束することによって、理事会は候補者の中からのみ代表理事を選定すべきことになる趣旨なのか、それとも、評議員会決議により選出された候補者を単に考慮するだけで、これを無視して、理事会が独自に代表理事を選定できるのか）が、必ずしも明らかではない（上記の内閣府ガイドラインの二番目の例は、明らかに後者の趣旨である）。

4. JFA 基本規程の定め

(1) 基本規程の性格

基本規程は定款よりも下位の組織規範であることから、定款の定めに抵触する条項を基本規程中に定めることはできない。また、法人法第 178 条 2 項は、「評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる」と定め、法人法又は定款に根拠のない事項について決議をすることはできないものとされている。このことは、決議の内容が基本規程の条項という体裁をとったとしても変わりがない。

もっとも、法人法第 200 条に基づいて一定の事項が評議員会自身による定

款の変更によって評議員会が決議することができるものとして「定款で定めた事項」に取り込まれた限度においては、当該事項についての評議員会による決議は、理論上は基本的に許容されることになる。但し、法定の理事会権限事項についてまで定款変更をもって評議員会の権限事項に変更できるかについては争いがあるところ、上述の内閣府ガイドラインは、法人法第 90 条の定めは「一義的に、理事会に代表理事の選定等の権限を付与したもの」と解しており、社員総会が代表理事の選定権を有する旨の定款変更をすることについて消極的である。(上述の同ガイドライン 21 頁参照)

(2) 基本規程第 18 条の 2

新設された定款第 36 条が評議員会による代表理事等の役付理事候補者選出についての条項を定めていることから、それに由来するかたちで、新設の基本規程第 18 条の 2 も、「理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定において、評議員会の決議により会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる」として同旨の条項を定めている。

(3) 基本規程第 6 条 2 項

さらに、基本規程は、その新設された第 6 条 2 項において、「……会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定に関する手続きは、評議員会が別途定める……会長等の選定に関する規程に従うものとする」として、定款第 36 条及び基本規程第 18 条の 2 の施行規則を制定する権限を評議員会に付与している。

但し、基本規程第 6 条 2 項に対応する根拠規定・授権規定は、評議員会の決議権限事項に関する定款第 20 条 11 号(「その他評議員会で決議するものとして……この定款で定められた事項」)にいう「この定款で定められた事項」としても、定款中のどこにも定められていない。

定款第 36 条が評議員会による代表理事を含む役付理事候補者の選出が先行したときの理事会による役付理事選定についての条項であることに照らした場合、同条が仮に定款上の根拠規定であると解したとしても、基本規程第 6 条 2 項の文言は、評議員会による役付理事候補者の選出に関する手続きというよりも、評議員会が別途定める「選定に関する手続き」、「会長等の選定に関する規程」と表記されている点において、定款第 36 条との文言上の乖離が存在し、同条が想定していない役付理事の選定に関する手続きの全体についての広範な規則制定の権限を評議員会に対して付与するような条項になっ

てしまっている。

その結果、基本規程第6条2項は、上述の法人法第90条2項及び3項並びに定款第26条2項（理事会による代表理事の選定）に抵触するかのような条項になっている。

5. 「役員を選任及び会長等の選定に関する規程」

上述の基本規程第6条の2に根拠を有するものとして評議員会によって承認決議のなされた「役員を選任及び会長等の選定に関する規程」（以下「選定規程」という）は、その表題からして、定款第36条の文言との間で乖離があることは上記において指摘したとおりであるところ、定款第36条が「理事会は、会長……の選定において、評議員会の決議により会長……の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる」と定めていることと対比した場合、個々の条項においても、以下のように整合性に欠けるのではないかという疑義のあるものが散見される。

(1) 選定規程第1条

同条は、「会長……の選定にかかる会長予定者……の選出に関する管理・運営方法」と定めるが、定款第36条の文言との平仄からすれば、「会長予定者」というよりも「会長候補者」と称すべきではないだろうか。

(2) 選定規程第2条

同条もまた、「会長に選出^{〔マ〕}される予定の者(以下「会長予定者」という)……の選定までの手続き」と定める点において第1条と同様の疑問があるし、「会長予定者の選定」というのは、定款第36条において想定されていない概念である。

(3) 選定規程第4条2項及び第18条1項、並びに第22条

第4条2項は、「会長候補者が複数となった場合は、本規程第18条に定める方法での決議によって会長予定者を選出し、会長候補者が1名のみとなった場合は、……臨時評議員会において、当該候補者が会長予定者となる旨の承認の決議によって会長予定者を選出する」と定め、第18条1項は、「会長候補者が複数となった場合は、……臨時評議員会において実施される評議員の選挙の投票での決議によって会長予定者1名を選出する」と定め、いずれも「会長予定者」を1名に絞り込むことを定めている。

その上で、第 22 条が「会長予定者は、会長予定者として選出された後、……定時評議員会において理事に選出^{〔ママ〕}され、かつ、……理事会において会長に選定されることにより、正式に会長に就任する」と定めていることから、評議員会において 1 名に絞り込まれた会長候補者(即ち「会長予定者」)が必然的に理事会で会長に選定されるかのごとき文言となっている。

もともと、定款第 26 条の定めに照らせば、会長を選定するのはあくまでも理事会とされているため、選定規程第 22 条は評議員会で 1 名に絞り込まれた会長候補者を会長として選定すべきというような拘束力を評議員会決議に対して付与するものと解すべきではないという趣旨なのかもしれない。しかし、それにしては、かなり誤導的な文言というべきであろう。

付属資料 5

社団（法人）と財団（法人）の異同

	社団（法人）	財団（法人）
社団 vs 財団	<p><u>人の結合</u>＝団体である。</p> <p>①一定の目的をもって組織された <u>人の団体</u>。</p> <p>②その団体自身が、<u>個々の構成員から</u> 独立した単一体としての存在を有する。</p> <p>③利益の分配を目的としないものは一般法人法により／営利を目的とするものは会社法により、各々法人格を取得できる。</p>	<p><u>財産の結合</u>であって、<u>人の結合</u>＝<u>団体</u>ではない。</p> <p>①一定の目的のために結合された（まとめられた）<u>財産の集合</u>（人の集団＝団体ではない）。</p> <p>②その一まとめにされた財産の集合体自身が、<u>その所有者（拠出者）から</u> 独立した単一体としての存在を有する。</p> <p>③一般法人法や特別法により法人格を取得できる。</p>
構成員	<p>団体を構成する人 ＝「<u>社員</u>」</p> <p>Ex. ・社団（法人）の構成員。 ・株式会社の株主</p>	<p><u>存在しない</u>。 ←団体ではないから、その構成員は存在し得ない。</p>
社団法人 vs 財団法人	<p>団体（人の集合体）であって、<u>それ自体を権利義務の主体として自律的に活動させる</u> ために作られる法人。</p>	<p>拠出財産であって、<u>その所有者から独立させて拠出目的に従って管理・運営する</u> ために作られる法人。</p>
独自の意思決定に基づく活動の可否	<p>可</p> <p>【理由】</p>	<p>否</p> <p>【理由】</p>

	<p>社団は、構成分子たる個人の集団である。</p> <p>従って、自主的にその社団としての意思を構成して活動することができ、その <u>社団の最高意思決定機関</u>は総社員で構成される 社員総会。</p>	<p>財団は、団体と違って、構成分子たる個人の集団を持たない。</p> <p>従って、自主的にその財団としての意思を構成して活動することができず、ただ <u>設立者の意思</u> によって与えられた、固定した目的と組織の下に、恒常不変の存在を持続し得るだけ。</p> <p>←①設立者が原始定款で目的の変更を許した場合や、②不測の事態により当初の目的の遂行が不可能になった場合で裁判所の許可があったときにのみ、目的変更可（法人法 200 条 1、2、3 項）。 ＝自律的な定款変更不許。</p>
<p>本質的（原理的）構成要素</p> <p>←（立法）政策論以前の、存立するために絶対不可欠な理念的要素</p>	<p>①社員（構成員）</p> <p>②社員総会</p> <p>③理事</p>	<p>①抛出財産</p> <p>②理事</p> <p>（注）民法下の財団法人においては、上記①②だけが要件とされていた。＝「評議員（会）」は要件として存在していなかった。 ←民法下での監督官庁がいなくなったので、その代わりに理事の監督機関として新規導入されたもの。</p>
<p>社員／評議員の位置付け</p>	<p>社員＝社団法人それ自体の構成分子（構成員）</p>	<p>評議員＝財団法人からの委任の受任者</p>

